

# 社会保障・税番号制度関連法案の概要

平成25年3月15日

総務省自治行政局住民制度課

## (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案【内閣官房】

### I 総則

### II 個人番号

- 市町村長は、個人番号を定め、通知カードにより通知。
- 市町村長は、個人番号の生成に係る処理を地方公共団体情報システム機構に要求。

- 個人番号の利用範囲を番号法に明記。地方公共団体の独自利用も可能。

### III 個人番号カード

- 市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、個人番号カードを交付。
- 市町村長等は、条例等で定めるところにより、個人番号カードを利用可能。

### IV 特定個人情報の提供

- 特定個人情報の提供は原則禁止。情報提供ネットワークシステムを使用する場合など、番号法の規定によるもののみが可能。

### V 特定個人情報の保護

### VI 特定個人情報保護委員会

### VII 法人番号

### VIII 雑則

- 個人番号の通知等の市町村長が処理する事務の区分は法定受託事務。

### IX 罰則

## (2)関連整備等法案【内閣官房】

- ①住民基本台帳法の一部改正【総務省】

- ②公的個人認証法の一部改正【総務省】

・  
・  
・  
・  
・  
・

## (3)地方公共団体情報システム機構法案【総務省】

# 社会保障・税番号制度の概要

1 - 2

～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案～

## 基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報保護に十分に配慮しつつ、社会保障、税、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行う。

## 個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、**住民票コードを変換して得られる個人番号**を指定し、**通知カード**により本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に関し変更可。中长期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- **個人番号の利用範囲を法律に規定**。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び災害対策等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、**他人に個人番号の提供を求めることは禁止**。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行う必要**。

## 個人番号カード

- 市町村長は、**顔写真付きの個人番号カード**を交付。
- 政令で定めるものが安全基準に従って、**ICチップの空き領域を本人確認のために利用**。（民間事業者については、当分の間、政令で定められないものとする。）

## 個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、**特定個人情報（個人番号付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止**。
- **特定個人情報の提供は原則禁止**。ただし、行政機関等は**情報提供ネットワークシステムでの提供**など番号法に規定するものに限り可能。
- 民間事業者は情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いないなど、**個人情報の一元管理ができない仕組み**を構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（**マイ・ポータル**）の提供、**特定個人情報保護評価の実施、特定個人情報保護委員会の設置、罰則の強化**など、十分な個人情報保護策を講じる。

## 法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。**法人番号は原則公表**。民間での自由な利用も可。

## 検討等

- 法施行後3年を目途として、**個人番号の利用範囲の拡大**について検討を加え、必要と認めるときは、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
- 法施行後1年を目途として、**特定個人情報保護委員会の権限の拡大等**について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

# 個人番号の主な利用範囲

⇒社会保障、税、災害対策分野等の事務で利用

1 - 3

年金分野

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等

労働分野

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等

福祉・医療・その他分野

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等

税分野

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

災害対策分野

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

# 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案の概要

行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、国民が手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関個人情報保護法等の特例を定めるもの。

## I. 総則

目的、定義、基本理念、責務等(1条～6条)

## II. 個人番号

指定・通知・変更、番号の生成(7条、8条)  
利用範囲(9条)  
再委託、委託先の監督(10条、11条)  
個人番号利用事務実施者等の責務(12条、13条)  
提供の要求(14条)  
提供の求めの制限(15条)  
本人確認の措置(16条)

## III. 個人番号カード

個人番号カードの交付、利用(17条、18条)

## IV. 特定個人情報の提供

### 1. 特定個人情報の提供の制限等

特定個人情報の提供の制限(19条)  
収集等の制限(20条)

### 2. 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

情報提供ネットワークシステム(21条)  
特定個人情報の提供(22条)  
情報提供等の記録(23条)  
秘密の管理(24条)  
秘密保持義務(25条)

## V. 特定個人情報の保護

### 1. 特定個人情報保護評価

特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針(26条)  
特定個人情報保護評価(27条)  
特定個人情報ファイルの作成の制限(28条)

### 2. 行政機関個人情報保護法等の特例等

行政機関個人情報保護法等の特例(29条)  
情報提供等の記録についての特例(30条)  
地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護(31条)  
個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護(32条～35条)

## VI. 特定個人情報保護委員会

### 1. 組織

委員会の設置、任務、所掌事務、職権行使の独立性、組織等(36条～40条)  
委員長及び委員の任期等、身分保障、罷免(41条～43条)  
委員長(44条)、会議(45条)、事務局(46条)  
政治運動等の禁止(47条)  
秘密保持義務(48条)、給与(49条)

### 2. 業務

指導及び助言(50条)、勧告及び命令(51条)  
報告及び立入検査(52条)  
適用除外(53条)  
措置の要求(54条)  
内閣総理大臣に対する意見の申出(55条)  
国会に対する報告(56条)

## 3. 雑則

規則の制定(57条)

1 - 4

## VII. 法人番号

通知等(58条)  
情報の提供の求め(59条)  
資料の提供(60条)  
正確性の確保(61条)

## VIII. 雑則

指定都市の特例(62条)  
事務の区分(63条)  
権限又は事務の委任(64条)  
主務省令(65条)  
政令への委任(66条)

## IX. 罰則

罰則(67条～77条)

## 附則

施行期日(附則1条)  
準備行為(附則2条)  
経過措置(附則3条、附則4条)  
政令への委任(附則5条)  
検討等(附則6条)

別表第一(利用範囲(9条)関係)

別表第二(提供制限等(19条、21条)関係)



## 1. 番号制度の基本理念の追加

個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。【第3条第2項】

## 2. 国、地方公共団体の責務、事業者の努力規定の追加

基本理念にのっとり、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる。【第4条～第6条】

国の責務：①個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施する。②教育活動、広報活動等を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努める。【第4条】

地方の責務：個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施する。【第5条】

事業者の努力：国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努める。【第6条】

## 3. 通知カードの送付による個人番号の通知等

(1) 全員に個人番号等が記載された「通知カード」を送付し、個人番号の通知を行う。【第7条第1項】

(2) 個人番号の通知を受けた者は、申請により、通知カードと引き換えに個人番号カードの交付を受ける。【第7条第7項、第17条第1項】

(3) 市町村長は、個人番号カードの交付の円滑化のために必要な措置を講ずるものとする。【第7条第3項】

## 4. 個人番号カードの利用等

(1) 個人番号の利用に関する施策の推進は、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないように配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない。【第3条第3項】

(2) 市町村の機関、その他政令で定めるものは、条例(政令で定めるものにあつては、政令。)で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、一定の事項を個人番号カードのカード記載事項が記録された部分と区分された部分に電磁的方法により記録して利用することができる。【第18条】

## 5. 本人確認の措置

個人番号利用事務等実施者は、本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号カード若しくは通知カード等の提示を受けること又はこれらに代わるべき政令で定める措置により、本人確認を行わなければならない。【第16条】

# 番号法案の修正概要②

## 6. 情報提供ネットワークシステムの利用の促進

個人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関等が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、行政機関等が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。【第3条第4項】

## 7. 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保

総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。【第24条】

## 8. 特定個人情報保護委員会の所掌事務の追加等

「個人番号情報保護委員会」の名称を、「特定個人情報保護委員会」に改める。【第36条第1項ほか】

委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。【第54条第1項】

## 9. 検討等

- (1) 法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大、特定個人情報の提供範囲の拡大、情報提供ネットワークシステムの用途拡大(特定個人情報以外の情報提供への活用)について検討を加える。【附則第6条第1項】
- (2) 法施行後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加える。【附則第6条第2項、3項】
- (3) 本人確認措置に係る新たな認証技術の導入の検討を加える。【附則第6条第4項】
- (4) マイ・ポータル<sup>※</sup>の設置及びその活用等を行うために必要な措置を講ずる。【附則第6条第5項、第6項】
- (5) 政府は、適時に、地域の実情を勘案して必要があると認める場合には、地方公共団体に対し、複数の地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進について必要な情報の提供、助言その他の協力を行う。【附則第6条第7項】

※別途、政府CIOを法的根拠に基づいて設置するための法案を番号法案と同時に提出予定。

# 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の概要

1 - 6

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、関係法律の規定の整備を行うため、所要の措置を講ずるもの。

## 番号法の施行に伴う関係法律の整備等のため36本の関係法律を束ねてその一部を改正する法律案

### ○個人番号関係(利用範囲関係以外)

- ・ 地方自治法の一部改正
- ・ 国民年金法の一部改正
- ・ 住民基本台帳法の一部改正
- ・ 住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部改正
- ・ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正
- ・ 総務省設置法の一部改正

### ○個人番号カード関係

- ・ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正
- ・ 地方公共団体情報システム機構法の一部改正

### ○利用範囲関係

- ・ 地方税法の一部改正
- ・ 租税特別措置法の一部改正
- ・ 国税通則法の一部改正
- ・ 所得税法の一部改正
- ・ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正

### ○特定個人情報保護委員会関係

- ・ 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正
- ・ 行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正
- ・ 内閣府設置法の一部改正

### ○法人番号関係

- ・ 商業登記法の一部改正
- ・ 投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正
- ・ 信託法の一部改正
- ・ 信用金庫法の一部改正
- ・ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正
- ・ 労働金庫法の一部改正
- ・ 資産の流動化に関する法律の一部改正
- ・ 保険業法の一部改正
- ・ 財務省設置法の一部改正

### ○罰則関係

- ・ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

### ○その他ハネ改正

- ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正
- ・ 児童手当法の一部を改正する法律の一部改正
- ・ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部改正
- ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正
- ・ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正
- ・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正
- ・ 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正
- ・ 地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正
- ・ 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正
- ・ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正

### ○附則(施行期日)



## 1. 住民票の記載事項及び住基ネットに取り扱う本人確認情報に「個人番号」を追加

- 個人番号を住民票の記載事項に追加し、本人等からの特別の請求に限り、個人番号を記載した住民票の写し等を交付
- 個人番号を氏名、性別、生年月日、住所(4情報)、住民票コード等とあわせて住基ネットに取り扱う本人確認情報の一つと位置付け

## 2. 住基ネットの本人確認情報を利用できる事務を追加

- 個人番号を利用する機関に対し個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正

## 3. 指定情報処理機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行

- 各都道府県知事が指定情報処理機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が都道府県知事から通知を受けた本人確認情報を保存し提供することを規定

## 4. 住民基本台帳カードに関する規定を削除⇒番号法に規定する個人番号カードに移行

- 番号法において、市町村長が個人番号カードを交付することを規定することに伴い、住民基本台帳法上の住民基本台帳カードに関する規定は削除

## 1. マイポータルの利用等に活用できる「電子利用者証明」の仕組みを創設

- 自己の個人番号に係る個人情報が行政機関等にどのように提供されたかを確認するため、マイポータルを通じてインターネット上で閲覧できる仕組みを構築することに伴い、ID・パスワード方式に変わるインターネット上の安全なログイン手段として「電子利用者証明」の仕組みを創設する。

## 2. 行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大（総務大臣が認める民間事業者を追加）

- 民間のサービスにおけるインターネット上での本人確認手段として活用可能とするため、これまで行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大し、総務大臣が認める民間事業者を追加する。（例：インターネット上での預金口座開設等）
- これに伴い、電子証明書の発行番号が個人情報のマッチングキーとならないように、当該発行番号の利用の制限に関する規定を設ける。

## 3. 電子証明書の発行手続きを簡素化

- 電子証明書の発行の増加に対応し、市町村長の発行事務の円滑化を図るため、現行制度において申請者本人が作成している鍵ペアを、市町村長が作成することとする。

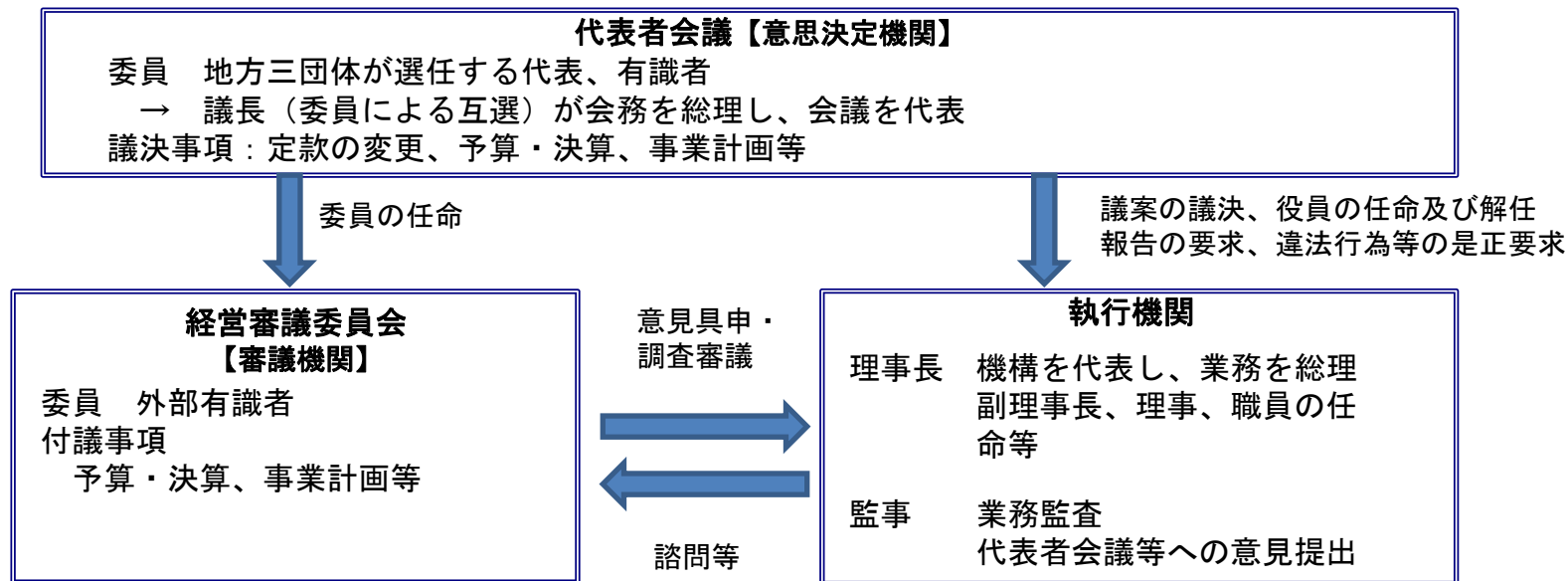
## 4. 指定認証機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行

- 各都道府県知事が指定認証機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が認証業務を行うことを規定する。
- 機構は、電子証明書の失効情報の提供に係る事務等に関し、手数料を徴収することができる。

- 地方公共団体が共同して住民基本台帳法等の規定による事務を処理するため、地方公共団体情報システム機構を設置する(これに伴い指定情報処理機関、指定認証機関は廃止)。
- 地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て設立する。
- 機構は、住民基本台帳法、公的個人認証法及び番号法に基づく事務を処理するほか、地方公共団体からの委託を受けた事務等を行う。
- 総務大臣は、機構に対し、報告・立入検査、違法行為等の是正の要求等を行うことができる。

## 組織

地方の代表や有識者が参画する意思決定機関等のガバナンスのもとで、意思決定の透明性を高め、効率的な運営を確保



# 社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ(案)

(H25年通常国会法案成立・H28年利用開始)

2013年  
(H25年)

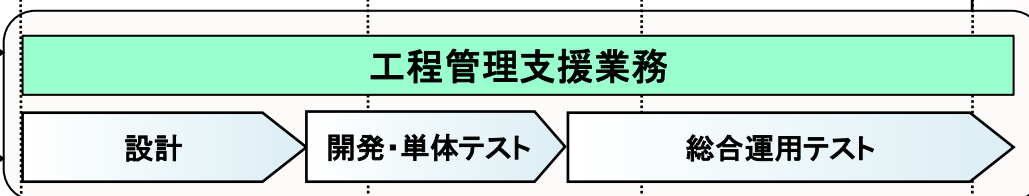
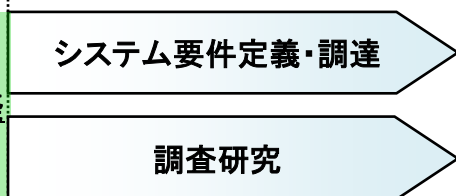
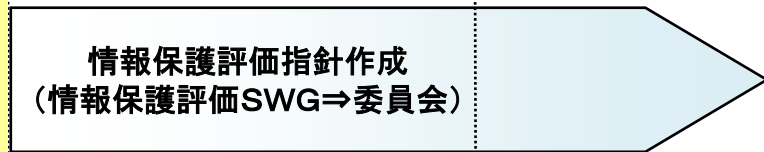
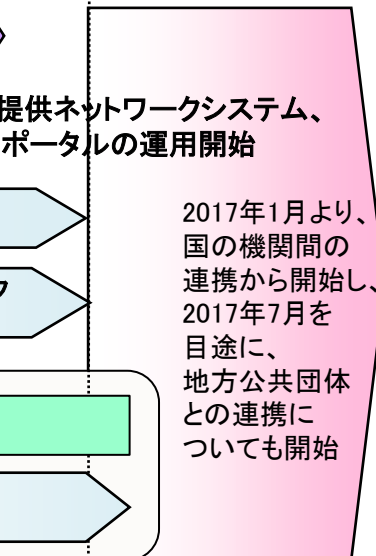
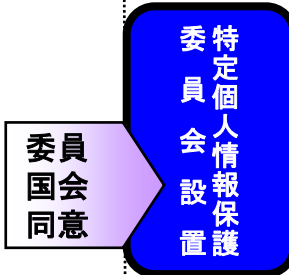
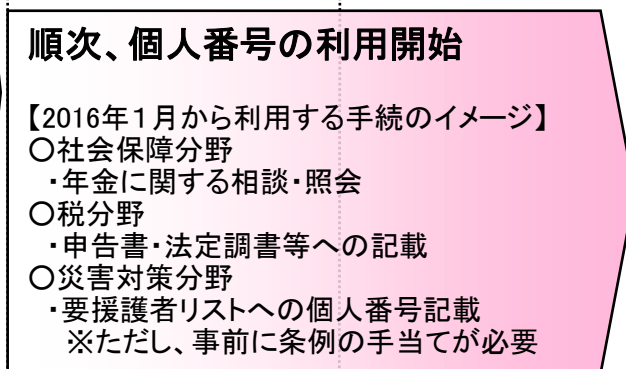
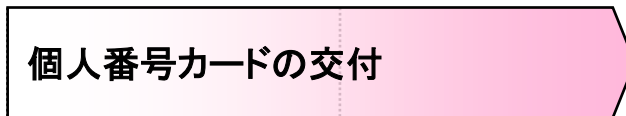
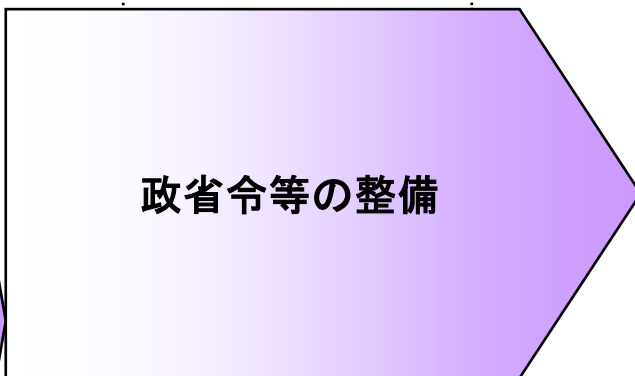
2014年  
(H26年)

2015年  
(H27年)

2016年  
(H28年)

2017年  
(H29年)

1 - 10



システム構築

広報・広聴

